

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

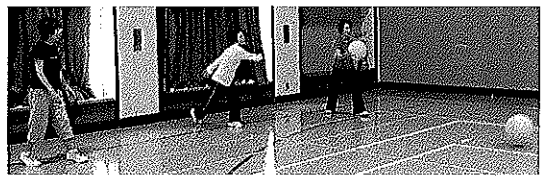
⑤健康づくり推進事業の実施

鳥取県は、平成20年4月から「健康づくり文化創造プラン」として、運動・食事・禁煙について県民の健康づくりを支援する施設を「健康づくり応援施設」として認定し、その取り組みを情報発信により県民の健康づくりの環境を整えていくこととしています。

当施設は、県民の健康づくりを総合的に推進するため、鳥取県から「健康づくり応援施設」として認定を受け（別紙⑫）、鳥取県及び関係施設と連携しながら次のようなイベントを始めてとして健康づくりに関する取り組みについて積極的に情報発信します。

〔主な事業〕

- ・ 高齢者ニュースポーツ教室の開催
- ・ 健康ウォーキングの開催
- ・ 体力測定コーナー開設
- ・ 健康セミナーの開催
- ・ 健康体づくり相談窓口の開設
（健康運動指導士が担当）
- ・ ニュースポーツフェスティバルの開催
- ・ 水中運動フェスティバルの開催
- ・ 新春初泳ぎイベントの参加
- ・ 健康スポーツ図書コーナー設置及び図書貸出し



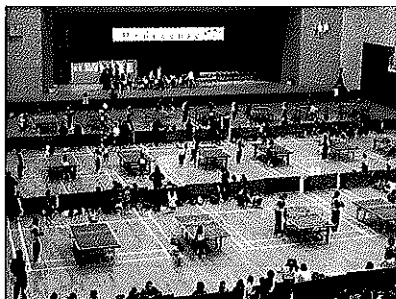
⑥スポーツ大会等各種スポーツイベントの実施

ア) 「ローソンカップ小学生さわやか卓球大会」の開催

鳥取県から将来全国で活躍する卓球選手を生み出すことを目標に、小学生の底辺拡大と競技力の向上を図るため、株式会社ローソンの支援のもと「ローソンカップ小学生さわやか卓球大会」を開催します。

【 内 容 】

- | | | |
|-------|-----------------|-------------------------|
| ・参加定員 | 200人 | |
| ・競技種目 | ①男子シングルス ホープスの部 | ●競技方法 予選リーグ・決勝トーナメント |
| | ②女子シングルス ホープスの部 | |
| | ③男子シングルス カブの部 | |
| | ④女子シングルス カブの部 | |



イ) 「鳥取産体杯スポーツ大会」の開催

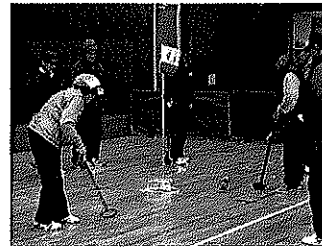
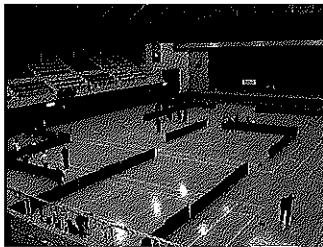
体育館利用者の1年集大成として、その成果を楽しく競い合い、相互の交流を深めていく「鳥取産体杯スポーツ大会」を開催します。

- | | |
|-------|---|
| ・競技種目 | バドミントン、バウンドテニス、ソフトバレーボール、卓球、テニスなどの各種大会の開催 |
| ・競技方法 | リーグ戦・決勝トーナメント |

ウ) 「室内グラウンドゴルフ大会」の開催

冬場に身体を動かす機会を提供するため、室内専用で作られたボールを使用し、体育館のフロアで競技ができる「室内グラウンドゴルフ大会」を開催します。

- | | |
|-------|---------------|
| ・参加者 | 200人 |
| ・競技方法 | 個人戦・団体戦（8ホール） |



エ) スポーツチャレンジ体験事業の実施

家族で各種スポーツにチャレンジすることで、親子のふれ合いを深めることを目的とする「親子ふれ合いイベント」や鳥取県が示している「たくましい鳥取の子」の育成を図るため、「児童生徒の体力向上」を図るようなイベント、また、「競技力向上対策の一環」として水泳、水球等の底辺拡大を目的としたイベントを実施します。

【主なイベント】

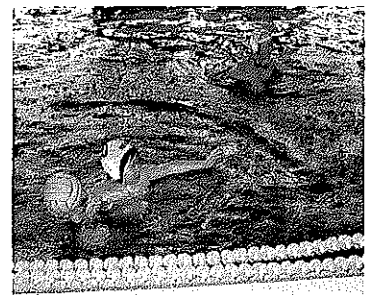
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・親子水中運動会 ・親子レクリエーションスポーツ祭 ・新春初泳ぎイベント ・子どもスポーツフェスタ ・泳力検定会 ・体力測定会 ・ジュニアクラブ体力・運動能力向上塾（水球、陸上など） |
|---|



〔新春初泳ぎ〕



〔泳力検定会〕



〔水球練習会〕

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

普及振興

オ) 児童生徒の体力・運動能力向上策の支援

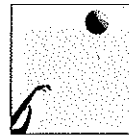
鳥取県は、「児童生徒の体力向上支援事業」として、取り組んでいる学校等に支援を行っているところでありますが、当施設も可能な限り側面的に支援を行ってまいります。

- ・鳥取ジュニア陸上クラブ体力・運動能力向上塾の開設
体力・運動能力の向上の基本である「走る・跳ぶ・投げる」を中心に当施設のスポーツ指導員（日本陸上競技連盟公認ジュニアコーチ）が、より高度なトレーニングを行います。



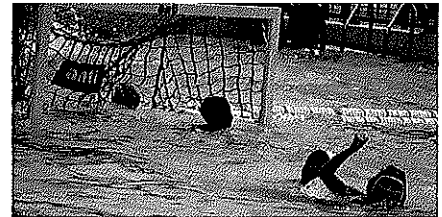
〈トレーニング内容〉

- ・ラダートレーニング（走る）
- ・ハードルトレーニング（跳ぶ）
- ・ヴォータックスフットボールトレーニング（投げる）



- ・鳥取ジュニア水球クラブの体力・運動能力向上塾の開設

競技力向上をねらいとして底辺拡大のため、当施設の水球指導員による水球練習を実施しているところですが、この水球練習を通して泳力の高い技術が修得されるとともに、ハードな練習により自然に体力・運動能力の向上が図られるため、継続して実施します。



- ・小学校プールへの水泳指導者派遣

プール指導教員が課題とされて小学校へ、当施設の水泳の専門的指導員を要請により派遣して水泳指導を行います。



- ・中・高運動部活動支援

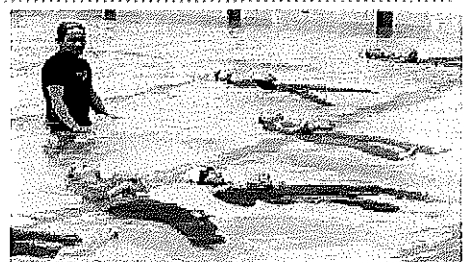
当施設は、平成25年4月からバドミントンのトップアスリートを配置しており、学校等の要請により高度な技術指導を行います。



カ) 各講習会の実施

当屋内プールでは、水難事故等に遭遇した時、体験することで自分自身が慌てることなく対応でき、「自己保全」できるよう、「着衣泳講習会」「水中安全講習」等を実施します。

このような講習会を実施することで少しでも水難事故防止につながると考えます。



⑦障がい者・高齢者スポーツ活動の実施及び障がい者スポーツ大会等の運営支援

ア) 普及啓発

障がい者・高齢者の方に、スポーツ活動へ積極的に参加いただき、心身のリフレッシュや楽しい生活習慣が実践できる機会となるよう、普及啓発を行います。

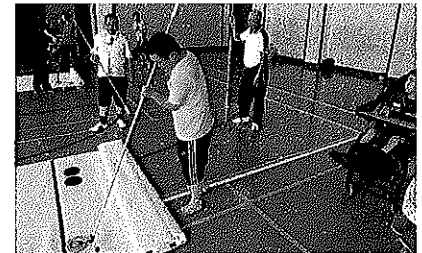
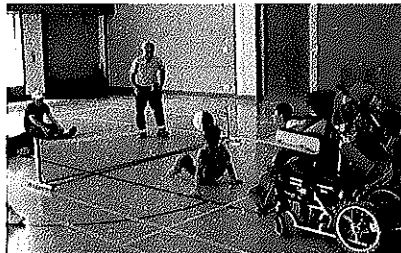
【主な教室】

| 種 目 | 対 象 | 定員 | 実施種目 | 教 室 内 容 | 参加料 |
|--------------------|--------------------|----|-------|----------------------------|-------------------------------|
| 障がい者レクリエーションスポーツ教室 | ・障がい者 ・心身の不自由な者 | 20 | 毎週木曜日 | 障がいに合わせたスポーツ・ゲーム等 | ・障がい者 無料 ・その他 1回100円 |
| 障がい者水中運動教室 | ・障がい者 ・心身の不自由な者 | 10 | 毎月火曜日 | 障がい者に合わせた水中運動 | ・障がい者 無料 ・その他 1回100円 |
| いきいき健康教室 | ・概ね60才以上の者 | 35 | 毎週木曜日 | ストレッチ・ニュースポーツを含めた身体全体を健康運動 | 1期10回 3,000円 |
| 高齢者ニュースポーツ教室 | ・概ね60才以上の者 | 20 | 毎週火曜日 | 毎週参加者が種目を選択して実施するニュースポーツ教室 | 1回200円 |

※ 障がい者のスポーツ教室・水中運動教室の指導は、当施設の障がい者スポーツ指導員が行います。

※ いきいき健康教室の指導は、当施設の健康運動指導士が行います。

※ 高齢者のスポーツ教室の指導は、当施設のスポーツ指導員が行います。



イ) 養護学校との連携

養護学校の児童・生徒の屋内プールを利用した療育活動を支援します。

ウ) 鳥取県障がい者スポーツ協会との連携

当施設と鳥取県障がい者スポーツ協会が、それぞれ主催として実施する大会、スポーツ教室、講習会等に、相互に障がい者スポーツ指導員、アシスタントを派遣することにより、障がいのある方の生きがいがづくりや社会参加の促進を図っていきます。

⑧アスリートたちの栄養学セミナーの開催

アスリートを抱えるスポーツクラブや家庭においては、年間を通して鍛錬期・試合期・休養期など時期に合わせて身体コンディションを整える栄養管理が必要です。

このことから、当施設においてアスリートの栄養管理する者を中心に「栄養学セミナー」を開催します。

【セミナーの内容】

- | | | |
|----------|-----|----------------------------|
| ・参加対象者 | ・・・ | スポーツクラブ指導者・学校等の指導者・家庭の保護者等 |
| ・タイトル | ・・・ | 「アスリートのための栄養食品の取り方」 |
| ・講師 | ・・・ | 管理栄養士 |
| ・演題 | ・・・ | 「鍛錬期・試合期・休養期における栄養食品群の摂取」 |
| ・調理実習 | ・・・ | 解説しながらの実習と、試食 |
| ・ワークショップ | ・・・ | |

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

普及振興

⑨地域・学校等への指導派遣

ア) 近年、地域や学校等で、子ども達に体を動かすことの楽しさやスポーツの素晴らしさを伝え、体力向上を図ることを目的にスポーツに親しむ習慣や意欲・能力を発掘・育成する活動が行われています。

しかしながら多様な種目の中で指導等に課題も多いため、当施設のスポーツ指導員を要請により派遣し指導を行います。



〔ニュースポーツ指導〕



〔水泳指導〕

イ) 生活習慣病予防の徹底を図るため、平成20年4月から生活習慣病に関する「特定健診」、「特定保健指導」が義務づけられました。

実施に向けてのプログラムのうち、運動に関する指導は、専門知識・技術を有する「健康運動指導士」が中心に適切な運動指導を行うこととなっています。

当施設には、資格を有する「健康運動指導士」が日ごろから内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備軍を対象とした「いきいき健康教室（メタボリック教室）」を開設していますが、地域や学校等にも要請があれば健康運動指導士を派遣し運動指導を行います。

【指導内容】

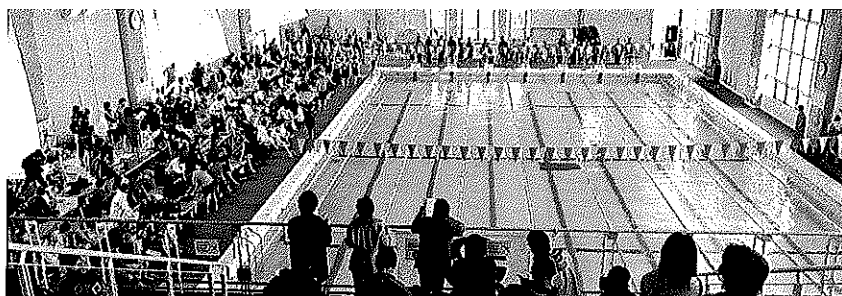
ストレッチング、ウォーキング、筋力トレーニング等、楽しいメニューを設定し、体力に応じた種類、強度負荷のかけ方、時間、回数など合理的な脂肪燃焼運動を取り入れた実践を行います。



〔いきいき健康教室〕

⑩競技団体等との連携

競技団体等との連携により、県内外のトップアスリートを招へいた「スポーツフェスタ」の開催や、競技力向上を支援するため、開館時間外にプールを強化練習場所として提供を行ったり、また、毎年行われる室内水泳選手権大会への準備、運営等に協力します。



〔室内水泳選手権大会〕

(3) 産業の振興の考え方及び事業

① 商工・関係団体との連携による産業振興の推進

鳥取県将来ビジョンにある県内産業の活性化に向けての取り組みに協力していくとともに、体育館での展示会やイベント等の開催は県内産業の活性化につながると考えるため、施設の設置目的を認識し、現在出店している関係団体へ継続出展についての働きかけや、商工会議所・展示会関係団体と連携しながら今後の誘致活動・営業活動を行ってまいります。

■ 昨年度の主な展示会 ■

食材料展示会・絨毯フェア・建築資材展示会・木の住まいフェア・家電製品フェア
・プロレス興行・NCNサンクスフェア・全国農協干し椎茸発表会

■ 「陶器展」の開催誘致

日本の伝統的工芸品である陶器の美しさを県民へ再認識していただくため、東部地区の窯元グループで構成されている団体への誘致活動を行ってまいります。

■ 「絵画展」の開催誘致

原風景にこだわりながら描き続ける画家（鳥取県美術家協会会員）とその仲間たちが、「絵画を通して水環境の保全を訴え、水と人の営みの中から新たなふる里を見つめる」を題材に油絵・水彩画の絵画展を3年前に当施設との共催により開催したところですが、来館者も多く、また、「水環境の保全」といったテーマから重要と考え、再度開催に向けて働きかけを行うなど営業活動を行ってまいります。

■ 「物産展（県・市等）」の開催誘致

豊かな自然と日本海に面した鳥取県は、新鮮な農産物、海産物、畜産物、それらの加工食品などに恵まれ、県も「食の都 鳥取県」と題して県外へPRを行っているところであります。また、和紙、陶器など民芸品も数多く、日本の伝統的な文化を今日まで継承しているところでもあります。

これらを一堂にそろえた展示即売会や各種イベントを開催し、鳥取県の物産を県内外の方々へ広く紹介していくような企画を商工会や物産協会などに働きかけ、実現できるよう営業活動を行ってまいります。

■ 「鳥取カレー祭り」の開催誘致

カレーの消費量が全国1番目を誇る鳥取県、そして2007年度の調査で「おふくろの味」ランキング1位に輝いたカレーと県民のカレー好みによる消費拡大は益々上昇の一途をたどっております。

民間においても「カレー研究所」をはじめ「カレークラブ」など研究開発や販売等に積極的に取り組んでおります。今日、地元のカレー愛好者仲間が一堂に会し、「カレーの紹介」「調理法」「味くらべ」「販売」など市民参加によるカレーを題材にした鳥取カレー祭りなどの企画を関係者、関係団体などに働きかけ、実施できるよう営業活動を行ってまいります。

■ 「青空市、軽トラ市、室内大フリーマーケット」の開催

日常的なイベントとして、朝どれの農産物、海産物などの展示即売を芝広場を活用した「青空市」あるいは「軽トラ市」、また、大体育館での「室内大フリーマーケット」など、県民に直接親しみやすいイベントを計画してまいります。



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

②産業振興へつながる文化活動事業の実施

県民が身近に関心をもつ文化活動事業（展示・体験教室・販売・交流）を行うことにより、小規模ながらひいては産業振興につながるようなイベントを実施します。

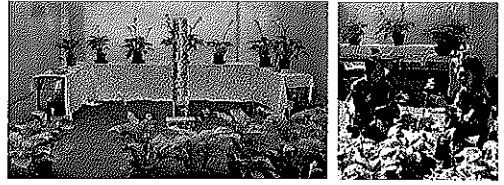
- 1) タイワンギク鑑賞会 見本展示・育て方講習・ポット苗、鉢販売・写真撮影会



- 2) 花ショウブ特別展示会 展示・ポット鉢販売・株分け講習



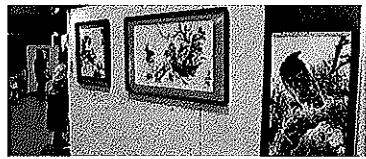
- 3) タマノタンザシ展 展示・育成相談・鉢販売・撮影会



- 4) 「アートの世界」展 手作り作品の展示・体験教室・販売・交流



- 5) 濱田珠鳳「指画展」 日本で唯一の指画家による原画作品展



- 6) オカリナ、ケーナ演奏会 子どもの日イベントの中で実施



- 7) 昔なつかし駄菓子屋祭り 昔なつかし駄菓子屋さん・おもちゃ屋さん展示・販売



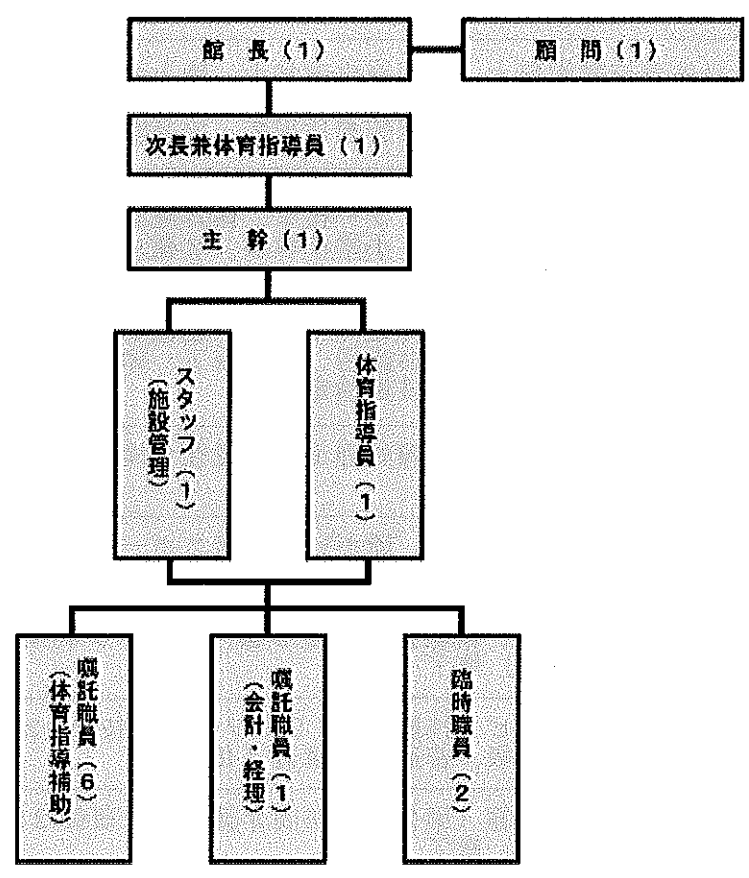
普及振興

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

8 組織及び職員の配置等

鳥取県体育協会は、現在県からの委託を受けている業務を、これに熟知しているスタッフに今後も従事させることにより、利用者に混乱を与えないスムーズな移行を実現し、組織体制の確立と利用者の目線に置いた適正な管理運営を行っていきます。

(1) 管理運営の組織



※ 体育館及びプールは、複合施設として管理運営を一体的に行います。

※ 実施体制

施設の管理責任者として館長を配置するほか、体育指導担当、施設・機械設備担当、受付・会計・監視・体育指導補助担当及び夜間施設管理担当など、それぞれの分野において専門性、経験とノウハウを持つ担当併せて15名のスタッフで管理運営を行います。

※ 施設長の人選 スポーツに精通し、法令順守精神に富み、経験豊富で民間感覚を有し、さまざまな事態に適切に対応できる柔軟さや、折衝能力を持ち積極的に誠実な人材を人選します。

組織

保有する資格

| 職名 | 資格 |
|--------------|---|
| 館長 | 日体協公認上級スポーツ指導員(水泳)、体育施設管理士、 上級体育施設運営士、普通救命講習(I)修了、2級ボイラー技士、 乙種第4類危険物取扱者、甲種防火管理者、 中高教員(保健体育1種)、プール衛生管理者 |
| 次長兼 体育指導員 | 健康運動指導士、体育施設管理士、応急手当指導員、 2級ボイラー技士、普通救命講習(I)修了、甲種防火管理者、 中高教員(保健体育1種) |
| 主幹 | 上級体育施設管理士、体育施設運営士、陸上競技公認審判員A級、 日本陸連地方技術役員、日体協スポーツ指導員(陸上)、 甲種防火管理者、2級芝草管理技術者、普通救命講習(I)修了 |
| 体育指導員 | 日体協公認スポーツ指導員(水泳)、障がい者スポーツ指導員、 甲種防火管理者、2級ボイラー技士、体育施設管理士 普通救命講習(II)修了、小学校教諭(2種)、プール衛生管理者 中高教員(保健体育1種)、日水連公認水球公認審判2級、 |
| スタッフ | 2級ボイラー技士、第2種電気工事士、乙種第4類危険物取扱者、 甲種防火管理者、普通救命講習(I)修了、体育施設管理士、 計算技術検定2級、情報技術検定2級 |
| 嘱託 | 全国大学実務教育協会情報処理士、環境社会検定合格、 普通救命救急(II)修了 |
| 嘱託 | 中高教員(保健体育1種)、障がい者中級スポーツ指導員、 普通救命講習(II)修了 |
| 嘱託 | 計算技術検定3級、情報技術検定2級、パソコン利用技術検定2級、 普通救命講習(II)修了 |
| 嘱託 | コンピュータサービス技能評価(2級ワープロ技士・2級表計算技士)、 日商会簿記検定2級、普通救命講習(II)修了 |
| 嘱託 | 保育士、幼稚園教諭(第2種)訪問介護員養成研修2級、 普通救命講習(II)修了 |
| 嘱託 | ビジネス能力検定3級、ホームヘルパー2級、 日本障がい者スポーツ初級指導員、普通救命講習(II) |
| 嘱託 | 情報処理検定3級、ワープロ実務検定3級、茶道裏千家初級、 普通救命講習(II) |
| 嘱託 | 普通救命講習(I)修了 |
| 臨時 | 普通救命講習(I)修了 |
| 臨時 | 普通救命講習(I)修了 |

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

組織

(2) 職員の職務等

| 職 種 | 雇用関係 | 1日の勤務時間数 | 月間勤務日数 | 担当する業務内容 | 現在の職員の継続雇用 | 人件費(千円) |
|-------------------|------|----------|--------|---------------------------|------------|---------|
| 館 長 | 常勤 | 8時間 | 21日 | 管理責任者、庶務、水泳教室指導 | 継続雇用 | |
| 次長兼 体育指導員 | 常勤 | 8時間 | 21日 | 管理、庶務、経理、スポーツ教室指導 | 継続雇用 | |
| 主 幹 | 常勤 | 8時間 | 21日 | 庶務、経理、防火管理、スポーツ教室指導・プール監視 | 継続雇用 | |
| 体育指導員 | 常勤 | 8時間 | 21日 | 受付、プール監視、庶務、水泳教室指導 | 継続雇用 | |
| スタッフ | 常勤 | 8時間 | 21日 | 機械、電気管理、受付、庶務 | 継続雇用 | |
| 嘱 託 | 常勤 | 8時間 | 21日 | プール監視、スポーツ教室指導、受付 | 継続雇用 | |
| 嘱 託 | 常勤 | 8時間 | 21日 | プール監視、スポーツ教室指導、受付 | 継続雇用 | |
| 嘱 託 | 常勤 | 8時間 | 21日 | プール監視、スポーツ教室指導、受付、庶務 | 継続雇用 | |
| 嘱 託 | 常勤 | 8時間 | 21日 | プール監視、スポーツ教室指導、受付 | 継続雇用 | |
| 嘱 託 | 常勤 | 8時間 | 21日 | 受付、庶務、経理 | 継続雇用 | |
| 嘱 託 | 常勤 | 8時間 | 21日 | プール監視、スポーツ教室指導、受付 | 継続雇用 | |
| 嘱 託 | 常勤 | 8時間 | 21日 | プール監視、スポーツ教室指導、受付 | 継続雇用 | |
| 嘱 託 | 常勤 | 8時間 | 21日 | プール監視、スポーツ教室指導、受付 | 継続雇用 | |
| 臨時職員 | 臨時 | 4時間 | 15日 | 夜間管理 | 継続雇用 | |
| 臨時職員 | 臨時 | 4時間 | 14日 | 夜間管理 | 継続雇用 | |
| 合 計 | | | | | 15名 | |
| 嘱 託 (兼務布勢運動公園) | | 電気主任技術者 | | 電気設備の保安監督業務 | | |

(3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

現在、管理運営に従事している職員を引き続き雇用することを基本としますが、鳥取県体育協会として平成21年度からの指定管理者制度のもと継続雇用を大きな目的としているため、嘱託職員を可能な限り正職員として雇用することとします。このことは、職員の雇用安定を図ると同時に利用者へのサービス向上に繋がっていくものと確信しています。

(4) 日常の職員配置

| 職名 | 配置場所及び時間 | | | |
|--------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 館長 | 管理事務室・受付 料金收受 (8:30～13:00) | 指導(プール) (13:30～15:00) | 管理事務室・受付 料金收受 (15:00～17:15) | |
| 次長兼 体育指導員 | 管理事務室・受付 料金收受 (8:30～13:30) | 指導(体育館) (13:30～15:00) | 管理事務室・受付 料金收受 (13:00～16:30) | 管理事務室・受付 料金收受 (15:30～17:15) |
| 主幹 | 管理事務室・受付 料金收受 (11:30～13:00) | プール監視 (13:30～15:00) | 管理事務室・受付 料金收受 (15:30～18:00) | プール監視 (18:00～20:00) |
| 体育指導員 | 休 | | | |
| スタッフ | 機械室 (8:30～13:00) | 管理事務室・受付 料金收受 (13:00～15:00) | 機械室 (15:00～17:15) | |
| 嘱託 | プール監視(11:30～20:15) | | | |
| 嘱託 | プール監視 (9:30～13:00) | 指導(体育館) (13:30～15:00) | プール監視 (15:00～17:00) | 指導(プール) (17:00～18:15) |
| 嘱託 | プール監視 (9:30～15:00) | 指導(プール) (15:30～16:30) | 指導(プール) (17:00～18:15) | |
| 嘱託 | プール監視 (13:30～15:30) | 指導(プール) (15:30～16:30) | プール監視 (17:00～20:00) | 管理事務室・受付 料金收受 (20:00～22:15) |
| 嘱託 | プール監視 (11:30～17:00) | 機械室 (17:00～20:15) | | |
| 嘱託 | 管理事務室・受付 料金收受 (8:30～13:00) | プール監視 (13:00～15:00) | 管理事務室・受付 料金收受 (15:00～17:15) | |
| 嘱託 | 休 | | | |
| 嘱託 | 管理事務室・受付 料金收受 (11:30～13:00) | プール監視 (13:00～15:00) | 管理事務室・受付 料金收受 (15:00～17:15) | プール監視 (18:00～20:00) |
| 臨時 | 管理事務室・受付・館内巡視(18:30～22:15) | | | |
| 臨時 | 休 | | | |



※ 標準的な職員配置の考え方

- ・施設の管理者として、原則的に館長又は次長を管理事務室に配置。
(勤務のローテーションの関係で配置できない時間帯が生じる場合は連絡できる体制をとる。)
- ・会計事務に精通した職員を管理事務室に常時配置。
- ・受付に常時1名配置。
- ・体育指導員を配置。

○ 一週間の勤務ローテーション (例)

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | |
|----------|---|---|---|---|---|---|---|---------------|
| 館長 | A | A | 休 | A | A | A | 休 | A 8:30~17:15 |
| 次長兼体育指導員 | B | 休 | 休 | D | B | C | A | B 9:30~18:15 |
| 主幹 | A | C | A | A | A | 休 | 休 | C 11:30~20:15 |
| 体育指導員 | B | C | 休 | C | 休 | B | A | D 13:30~22:15 |
| スタッフ | C | A | 休 | 休 | A | A | D | E 18:30~22:30 |
| 嘱託 | C | 休 | D | 休 | C | B | B | |
| 嘱託 | 休 | D | 休 | C | B | B | B | |
| 嘱託 | 休 | A | 休 | A | A | A | A | |
| 嘱託 | B | B | A | 休 | D | 休 | C | |
| 嘱託 | B | B | 休 | B | C | D | 休 | |
| 嘱託 | D | B | 休 | B | 休 | C | C | |
| 嘱託 | C | 休 | 休 | B | C | 休 | B | |
| 嘱託 | A | C | 休 | 休 | B | C | C | |
| 臨時 | E | 休 | E | 休 | E | 休 | E | |
| 臨時 | 休 | E | 休 | E | 休 | E | 休 | |

組織

(5) 人材育成

当施設は幼児から高齢者まですべての県民の方々が利用する公共施設であります。利用するに当たっては施設の「安全性」・「快適性」・「利便性」・「安心」・「専門性」が要求されます。

そのためには、当施設のスタッフは業務の合間を縫って研修・講習に積極的に参加し、施設管理のプロパーとして、県民への期待に応えられるようにしなければなりません。

したがって、職員の研修は年次的に計画して実施していきます。

研修計画

すべての県民が平等、公平に気持ちよく施設を利用していただくため、鳥取県体育協会事務局に研修担当者を配置し、鳥取県各部、県公社事業団主催の研修会等を積極的に活用し、また、施設に必要な資格取得のための講習会等を積極的に受講します。

研修・講習実施計画

| 研修項目 | 研修内容 |
|-----------------------|---|
| 接遇研修 | ● 応接技術だけでなく、全ての利用者に対する心のバリアフリーを習得 |
| 人権研修 | ● 差別なき社会を構築するため、人権集会や県の研修に参加し人権意識の高揚を図る |
| 環境問題研修 | ● 循環型社会の構築能力を習得 |
| 救急法 (AED取得) 講習 | ● 人形を使った心肺蘇生法と、AEDを使用した一連の流れを習得する実技講習 |
| 救急救助法・ 応急手当 講習会 | ● 万が一の事故に備え、救急法の技術向上、知識の習得のための研修 |
| 規定・規則の 理解 | ● 体育協会規定、就業規則の理解 |
| 防犯・危機 管理研修 | ● 消防計画の理解(実際の避難経路の確認、消防設備の理解) ● 全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用した防災訓練 ● 不審者対応、爆破物等脅迫事案対応 |
| 法令遵守研修 | ● 個人情報保護取扱研修 ● 労働関係法規研修 ● 運営に必要な法令研修 |
| 経理研修 | ● 体育協会共通の経理の習得研修 ● 施設の特性を踏まえた施設経理の習得 |
| 社会保険 実務研修 | ● 給付内容の理解 ● 手続き方法の習得 |
| 安全管理研修 | ● 鳥取屋内プール安全管理マニュアルの理解 ● 事故を未然に防ぐ方法等 ● 利用者に対するアプローチの仕方等 |
| 教室指導研修 | ● 各教室の指導方法や留意点等の学習 ● 効果的な指導法(説明・話術)の習得 |
| 指導員資格 取得支援 | ● 日本体育施設協会体育施設管理士などの施設管理に関する資格、日本体育協会スポーツ指導員などの各種スポーツに関する資格、プール衛生管理に関する資格取得支援 |
| 衛生管理と 機械設備 | ● 水質検査等水質維持に関する研修 ● ボイラー技士、危険物取扱者、防火管理者などの資格取得支援 |
| 救急救助法 (溺者救助) | ● 溺者へのアプローチから救急隊員が到着するまでの対応 ● 応急手当等の知識・技術の習得 |
| リーダー シップ研修 | ● モチベーション維持研修 ● 職員の力を最大限に引出す研修 |

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

関係法令・委託・社会的責任

9 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

記載事項なし

10 委託、工事請負の発注予定

記載事項なし

11 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障害者雇用

- ア 常用労働者数50人以上の事業者であり、
 - 法定雇用率を達成している。（「障がい者雇用状況報告書」の写し添付）
 - 法定雇用率を達成していない。
- イ 常用労働者数が50人未満の事業者であり、
 - 障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）を雇用している。
 - 障害者を雇用していない。

(2) 男女共同参画推進企業の認定

- 男女共同参画推進企業に認定されている。（認定書の写し添付）
- 男女共同参画推進企業に認定されていない。

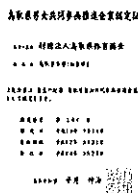
(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)Ⅰ種又はⅡ種規格認証等

ISO14001又はTEASⅠ種規格又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。
- 認証登録されていない。

(4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結

- 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結している。（協定書の写し添付）
- 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結していない。



1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

その他

12 その他の計画等

(1) 管理業務の移行計画

組織運営体制は現行体制で確保しているため、引き続き指定管理者制度に管理業務を移行するに当たって、初心に帰り接遇等の研修を行い、職員の資質をさらに向上させ施設運営に臨みます。

(2) 社会貢献活動

① 社会貢献活動

地域社会へ積極的に奉仕活動に参加していくことは、地域との連帯感を深め、住み良い街づくりには大切なことと考えます。

このようなことから当施設においては、あらゆる機会を通してスタッフ全員が次のような社会貢献活動に一層取り組んでいきます。

【主な社会貢献活動】

- ・施設周辺の清掃活動へ積極的に参加します。
- ・施設周辺への花苗の提供と育成指導を行います。
- ・福祉施設の「福祉祭」等へのスポーツ指導員を派遣します。
- ・障がい者福祉施設販売御品の場所を提供します。
- ・ペットボトルキャップを改修し福祉施設へ提供します。
- ・養護学校生徒体験学習の積極的受入れを行います。
- ・地域・学校等へのニュースポーツ用具の無償貸出しと指導者派遣を行います。
- ・小学校、PTAの体育・スポーツ活動への指導者を派遣します。
- ・自動販売機の売上げの一部を障がい者団体へ寄付します。

② 許可等の手続

利用の許可等（申請に対する処分）を行うための審査基準及び監督処分等（不利益処分）を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）については、鳥取県行政手続条例に則した手続を行います。

③ 交通規則遵守への取組について

鳥取県内の自家用車保有率が全国的に高く、車社会であることが伺われますが、公共施設を管理運営する一員として、「飲酒運転撲滅キャンペーン」を施設内でも展開し、事故撲滅に向けて取り組んでいきます。

④ スポーツ安全保険の提供

公益財団法人スポーツ安全協会で取り扱っているスポーツ安全保険に加入し、より安心して活動していただくために、制度のPRや加入手続きのお世話をします。（掛金 中学生以下年 800円他 本人傷害、相手方賠償）

⑤忘れ物保管方法等の徹底

「忘れ物マニュアル」により、忘れ物の保管・処理方法を徹底します。

忘れ物（拾得物）マニュアル

- 1 忘れ物（落し物）の届け又は職員が発見した場合は、ただちに別紙様式による「忘れ物台帳」に記入すること。
- 2 貴重品は、1年間保管した後処分すること。
 - ・現金は、1週間以内に警察に届ける。
 - ・高価な物と判断される場合は、警察に届ける。
- 3 衣類、靴、ノート類は6ヶ月保管した後処分すること。
- 4 忘れ物、拾得物は3ヶ月間窓口、ロビー等に置き周知を図ること。
(貴重品は、ロビーには置かない)
- 5 警察署への届出及び廃棄処分した場合には、忘れ物台帳に記載すること。
- 6 忘れ物を引き渡す場合は、受取人にどんな状況で合ったのか、よく確認のうえ引き渡すこととし、忘れ物台帳に記載すること。(本人確認のできるものの提示)

⑥人権に配慮した施設運営

職員研修の実施、啓発ステッカーの貼付、差別落書きを発見した場合には「差別落書対応マニュアル」(別紙⑬)により措置します。



⑦適切な会計処理

公益財団法人に適用される公益法人会計により会計処理を行なうとともに、監事2名による年2回の内部監査を行ないます。また、県監査委員の監査も受検します。

⑧保険への加入

施設の管理運営には万全を尽くしますが、万一事故が発生し、管理者に管理責任が発生した場合に円滑な補償等を行うため「社会体育施設保険制度」へ加入します。

- (1) 施設所有(管理)者賠償責任保険(免責5,000円)
 - ・対人1億円/1事故3億円
 - ・対物1事故500万円
- (2) スポーツ災害補償保険(被災者1名につき)
 - ・200万円

⑨施設館内の禁煙

鳥取県の健康づくり応援施設認定制度に禁煙施設として認定され、館内はもちろんのこと、館外であっても来館者の導線に係る場所も禁煙とします。ただし、来館者の導線でない場所に喫煙場所を設置しています。(タバコの自販機は設置しておりません)



1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

その他

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

その他

⑩守秘義務の遵守

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしません。

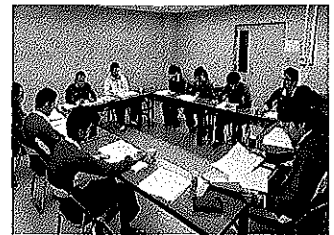
⑪遊休部分の有効活用

- ・控室を会議室として活用します。
- ・芝広場を有効活用します。
- ・ロビーをサロンコーナーとして活用します。
- ・ロビーを学校等の作品の展示場所など 遊休部分を活用します。
- ・ステージを有効活用します。

⑫内部会議による管理運営効率の向上

- ・毎朝 朝礼等により、連絡事項の徹底と職員の意思統一を図ることとします。
また、休暇及び時差出勤の職員に対しても、連絡ノートによる伝達することとします。
- ・内容に合わせて職員会議を実施します。

- 館長・次長の打合せ会議
(施設運営、職員教育、イベント企画など。)
- 全職員による職員会議
(施設運営、接遇・接客研修、イベント企画など。)
- 毎朝出勤職員による朝礼
(当日・週の予定、諸報告・連絡事項など。)



⑬地産地消型の施設運営

- ・消耗品、修繕などの調達に関しては、コスト意識を念頭に置いた上で県内業者を積極的に利用します。
- ・外部委託など役務の提供を受ける業者選定は、鳥取県の登録業者から選定します。
- ・ロビーの机や椅子などに地元の木材で加工された商品を設置します。

⑭駐車場の使用料

通勤のために施設内駐車場を使用する場合、鳥取県公有財産事務取扱規則の規定に基づき、納入します。

⑮鳥取県体育協会職員が保有する資格等について

鳥取県体育協会職員が保有する資格等については、別紙⑭のとおりです。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11

⑩ 鳥取産業体育館・鳥取屋内プール 平成24年度 施設所管課による業務点検 評価結果

| 項目 | 評価 | 点検結果 |
|--|----|--|
| [施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応 | A | ○各種点検業務、機械警備業務、清掃委託業務について、業者と委託契約を締結し適切に実施している。 ○職員が巡回し、危険箇所等の確認し、修繕の必要があった場合には県と調整したり現場で対応するなどして迅速に対応している。 ○手摺の設置等バリアフリーに積極的に取り組んでいる。 |
| [施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免 | B | ○スポーツの振興を図るため、施設内、関係団体と連携し、各種大会や展示会の開催等の利用調整を行っている。 ○スポーツ教室の拡充やイベントの開催等により収入の確保に努めている。 ○利用料徴収、減免について、基準に従い適正に行われている。 |
| [その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○付属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作 | B | ○受付窓口での案内をはじめ、利用者へ積極的に声をかけ、利用者が親しみやすく、かつ、利用しやすいよう心がけている。 |
| [利用者サービス] ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供、向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応 | A | ○芝生化などの快適な施設としての環境づくりに積極的に取り組んでいる。 ○利用者の利便性を考慮し休館日を変更したり、各大会等の開催時間によって開館時間を柔軟に変更している。 ○各種のイベントを計画したり、開催することをホームページ等で周知している。 ○アンケートや窓口の要望などにより利用者からの意見を組織的に把握し、管理運営に取り入れている。 ○近隣企業との連携による利用者サービスの向上が図られている。 |
| [収入支出の状況] | B | ○イベントの企画や各種教室の拡充などの積極的な取り組みにより、事業収入の促進に努めている。 ○文化活動などスポーツ分野のみならず幅広い利用促進を図っている。 |
| [職員の配置] | B | ○適切な管理運営を行うにあたって、適正な人員配置がなされている。 |
| 総括 | B | ○指定管理者制度導入後、新規イベントの企画、外部委託での経費の節減、日常業務における光熱費等の経費の節減、利用者からの意見反映、利用者の利便性の確保を図っていると同時に、施設内外にわたり利用しやすい環境づくりに引き続き取り組んでおり、適切な管理運営を行っている。 |

《評価指標》

- A: 協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
- B: おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
- C: 一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。
- D: 協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。

12
その他